

第3号議案-⑩

生徒の九州大会及び全国大会出場に係るPTA特別会計からの
補助金交付について（内規）

思斉館中学部PTA

（趣旨）

第1条 この規定は、思斉館中学部の生徒が、九州・全国中体連大会、または関係機関の主催の九州規模、全国規模の大会に出場する場合に要する経費、および生徒の安全性を考えた引率、練習会場の確保、道具の搬送に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象大会）

第2条 補助の対象となる大会は、県予選で九州大会、全国大会へ出場する種目の大会とし、思斉館中学部PTA常任委員会で認めた大会とする。

（補助対象者）

第3条 補助の対象者は、思斉館中学部の生徒及び職員とする。

（生徒に対する補助金の額）

第4条 生徒1人あたりに対する補助金の額は、別表1に定める額とする。

2 生徒に対する補助金の額は、一人当たりの補助金の額に大会出場者数を乗じて得た額とする。ただし、金額により思斉館中学部PTA常任委員会で上限を決定する場合があります。

また当該大会出場者数は、競技種目ごとのエントリー数を上限とする。

3 交付については、年度内に1回に限りとして補助する。

（生徒以外に対する補助金）

第5条 引率や道具運搬等にかかる生徒以外に対する補助金については、県費引率旅費、佐賀市各種大会出場補助金交付要綱等を勘案し、PTA常任委員会の承認を受けて支給するものとする。その場合、職員旅費は全額を、その他は保護者負担が全体の3割になるよう補助する。ただし、金額により思斉館中学部PTA常任委員会で上限を決定する場合が

第3号議案－⑩

ある。

(申請等)

第6条 補助金の申請やその他の手続きは、大会に出場するチームの責任者が行うものとする。

2 申請に関しては所定の用紙を用いる。

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けた者は、大会出場に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、PTA事務局に提出する。PTA事務局は、大会出場後5年間これを保存する。

附則

この要項は、平成22年4月28日から施行する。

この要項は、令和4年度改訂し、令和5年4月1日から施行する。

第3号議案-⑩

エントリー数

バスケ	16	サッカー	18	ハンドボール	15	軟式野球	18
体操	6	新体操	8	バレーボール	13	テニス	10
ソフトテニス	8	卓球	8	バドミントン	7	相撲	5
柔道	7	剣道	7	ソフトボール	18	男子駅伝	11
女子駅伝	8						

別表1

開催地ごとにおける大会出場者1人当たりの補助金の額		
九州(佐賀、沖縄以外)	沖縄、中国、四国、近畿	中部、関東、東北、北海道
3,000円		
泊を伴う場合	14,000円	20,000円
5,000円		

備考

主催団体及び支部組織が大会出場に係る実費を弁償する場合は、補助金額の額から該当弁償する額を差し引くものとする。

